

第7回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議資料

—トラックの荷役作業における労働災害防止について—
(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定など)



平成25年3月27日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

○ 労働災害の現状

- ① 労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、
平成22年以降は3年連続して増加することが確実な状況。
- ② 平成24年の労働災害(死傷)は、全産業で対前年2.8%(2,655人)の増加。
陸上貨物運送事業では、0.8%(87人)の増加。

【平成21年以降の労働災害発生件数の推移】

			平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
			死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全産業計	(人)	確定	105,718	1,075	107,759	1,195	114,176	1,024		
		速報	82,849	1,015	84,968	1,143	95,986	980	98,641	1,046
陸上貨物 運送事業	(人)	確定	12,794	122	13,040	154	13,779	129		
		速報	10,015	117	10,170	148	11,590	123	11,677	129

※ 労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成。「速報」欄は、該当年の翌年2月末現在の速報値。
平成23年については、東日本大震災を直接の原因とするものを除いている。

- ③ 陸上貨物運送事業における事故の型別に見た労働災害は、以下のとおり。

【死傷労働災害】

- ・墜落・転落(28%:3,790人)
- ・転倒(14%:1,923人)
- ・動作の反動・無理な動作(14%:1895人)
- ・はさまれ・巻き込まれ(12%:1,639人)
- ・交通事故(8%:1,006人) 等


【死亡労働災害】

- ・交通事故(60%:73人)
- ・はさまれ・巻き込まれ(12%:15人)
- ・崩壊・倒壊(9%:11人)
- ・墜落・転落(8%:9人) 等

○ 荷役作業の安全対策の検討

○ 陸運事業における労働災害

- ・陸運事業では、年間14,000件程度の労働災害(死傷)が発生(平成24年)
このうち、7割(1万件)は荷役作業時に発生。交通事故は1割未満。
- ・荷役作業時の労働災害の発生場所は、7割が荷主先。
- ・荷役災害の被災者は、8割が貨物自動車の運転者。



○ 荷役作業の安全対策について専門家による検討(以下の観点から取りまとめ。)

- ・陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全衛生対策について検討
- ・陸運事業者の実施事項と併せ、
発注者であり荷役場所を提供等する荷主等の実施事項も検討。

(参考)陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会参集者(○印座長)

大幢 勝利(おおどう かつとし)((独)労働安全衛生総合研究所上席研究員)

岡本 浩志(おかもと ひろし)(JFEスチール株式会社安全衛生部長)

○ 苦瀬 博仁(くせ ひろひと)(東京海洋大学流通情報工学科教授)

小林 繁男(こばやし しげお)(陸上貨物運送事業労働災害防止協会技術管理部長)

齋藤 直也(さいとう なおや)(公益社団法人全日本トラック協会常務理事)

三瓶 宏一(さんべ ひろかず)(全日本運輸産業労働組合連合会書記次長)

津留 邦彦(つる くにひこ)(日本通運株式会社業務部専任部長)

水野 功(みずの いさお)(千代田運輸株式会社取締役社長)

○ 荷役作業の安全対策を推進する上での課題と対策の方向等

1 安全衛生管理体制の確立

- ・陸運事業者においては、交通事故対策に加えて荷役作業の安全対策への取組の強化が必要。
- ・荷主等においては、陸運事業者が行う荷役作業の安全対策について関心が薄い。
陸運事業者の労働者が安全に荷役作業を行うためには、荷主等の協力が必要。

2 荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施

- ・災害が多発している事故の型や起因物を踏まえた、対策の具体化が必要。

3 安全衛生教育の充実

- ・荷役作業を行う労働者が作業を安全に行うための知識と危険感受性を持ち、
自らの判断で安全に荷役作業を行えるよう安全衛生教育の充実が必要。
- ※ 荷役作業の特徴である「運送の都度、荷や使用する施設、設備等が異なる場合が多く、施設・設備の改善による安全対策が難しい」、「自社からの直接的な指示、支援を受けにくい荷主先で作業が行われる場合が多い」等を踏まえたもの。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

- ・荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が曖昧。
- ・荷役作業を陸運事業者が行う場合、荷主等から積卸しをする荷の情報が得られない場合がある。

5 その他

- ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、疲労の回復に配慮が必要。
- ・陸運事業者間での業務請負については、元請け事業者が下請事業者を支援・指導することが必要。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会報告書」はこちら！

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002x74q.html>

上記検討結果を踏まえ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)を発出。(対策の概要は下表のとおり。)

陸上貨物運送事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>1 安全管理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役災害防止の担当者の指名 ・荷役災害防止の安全衛生方針を表明等 ・荷役作業に係るリスクアセスメントの実施 ・安全委員会等における調査審議 ・反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置 等 	<p>1 安全管理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役災害防止の担当者の指名 ・陸運業者が行う荷役災害の防止について、荷主等の事業場の安全衛生方針に盛り込む等 ・陸運事業者が行う荷役作業の安全対策について、荷主等の事業場の安全委員会等で調査審議 ・反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議組織の設置 等
<p>2 荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施</p> <p>(1) 基本的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷主先等での荷役作業の有無を事前に確認 等 <p>(2) 墜落・転落対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所確認、後ずさり作業の禁止、昇降装置の使用 等 <p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の確認、進行方向確認徹底、安全通路の歩行 ・ロールボックスパレットの安全な取扱 等 <p>(4) 転倒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台車の使用の促進、耐滑性安全靴の使用 等 <p>(5) 動作の反動、無理な動作対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛指針(平成6年9月6日付け基発第547号。)の実施 ・人力荷役から機械・道具を使った荷役への作業改善 等 <p>(6) その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷室扉開閉時の荷崩れ防止、パレットの破損状況の確認 等 	<p>2 荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施</p> <p>(1) 基本的な対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知 ・安全な作業手順の省略につながる厳しい着荷時刻としない ・荷役作業場所の改善 等 <p>(2) 墜落・転落対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墜落防止施設・設備をできるだけ設置 等 <p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷役運搬機械使用のルール(制限速度、通路等)を定め掲示 等 <p>(4) 転倒対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸の改善 等 <p>(5) 動作の反動、無理な動作対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人力荷役から機械・道具を使った荷役への作業改善 ・労働者の負担を減らす荷姿、荷の重量等に改善 等 <p>(6) その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パレットの破損状況の確認 等

陸上貨物運送事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>3 安全衛生教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施</u> 等 	<p>3 安全衛生教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運送業務発注担当者への「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)」の周知</u> 等 <p>※ 貨物自動車の運転者は、拘束時間、運転時間の上限が定められていることを荷主等の担当者に周知。</p>
<p>4 陸運事業者と荷主等との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確化</u> ・荷主先等での荷役作業の有無の事前確認(再掲) ・反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置(再掲) 等 	<p>4 陸運事業者と荷主等との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確化</u> ・<u>配送先における荷卸しの役割分担の明確化</u> ・荷役作業の有無、有の場合の荷や使用する荷役運搬機械等の情報を陸運事業者に通知(再掲) ・反復定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議組織の設置。(再掲)
<p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、休憩時間を考慮した運行計画を策定 ・<u>陸運事業者が他の陸運事業者に業務を請け負わせる場合は、安全衛生協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業者が行う安全衛生教育への支援・指導を実施</u> 等 	<p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、休憩時間を考慮して着荷時刻を弾力化。

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく

荷役作業の安全対策の実施について、本日ご出席の関係者のご協力をお願いします。